

住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業費補助金  
交付規程

制定 2023年2月15日

S I I - A B G 2 2 2 - 0 1 - 0 0 0 0 0 1 - R

改正 2023年8月30日

S I I - A B G 2 2 2 - 0 1 - 0 0 0 0 0 2 - R

(通則)

第1条 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業費補助金交付要綱（20221114財製第2号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令等の定めによるほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、一般社団法人環境共創イニシアチブ及び凸版印刷株式会社により構成される令和4年度補正予算住宅断熱設備導入補助金共同事業体（以下「本事業体」という。）が行う、経済産業省からの交付要綱第24条第1項に基づく補助金の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象、補助率、補助金の上限額)

第3条 本事業体は、補助金の趣旨に則り、既存住宅において、断熱性能の高い窓ガラス・サッシ等を導入する事業（以下「補助事業」という。）を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として本事業体が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 本事業体が定める手続きにより登録を受けた事業者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする場合、様式第1による補助金交付申請書に本事業体が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、別に定める時期までに本事業体に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 申請者及び補助事業者は、前条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく事故の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求、第23条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、本事業体が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 本事業体は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条第2項の規定に基づく通知、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第3項の規定に基づく返還の請求、同条第4項の規定に基づく納付の通知（第18条第7項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第4項の規定に基づく返還の請求、同条第5項の規定に基づく納付の通知、第22条第3項の規定に基づく納付の通知（第23条第5項の規定において準用する場合を含む。）又は第23条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又電子メール等により行うことができる。

(交付決定の通知)

第7条 本事業体は、第4条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、本事業体は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 本事業体は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 本事業体は、補助金の交付が適当でないとき理由は付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 本事業体は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、本事業体に報告すべきこと。

- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第10条に従うべきこと。
- (4) 補助事業者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ本事業体の承認を受けるべきこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第13条の規定に基づき速やかに本事業体に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (6) 補助事業者は、本事業体が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、本事業体の指示に従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、本事業体が第16条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、本事業体が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第1項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、本事業体が第18条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (9) 補助事業者は、本事業体が第18条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、本事業体が指定する期日までに返還するとともに、第18条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第1項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (10) 補助事業者は、本事業体が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (12) 補助事業者は、第21条第3項及び第23条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、本事業体の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (13) 補助事業者は、補助事業終了後、本事業体の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に本事業体に書面をもって申し出なければならない。

(契約等)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 3 補助事業者は、第1項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、本事業体の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 4 本事業体は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は本事業体から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 5 第1項から第4項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(計画変更等の承認等)

- 第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による計画変更承認申請書を本事業体に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内での流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
- (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
- (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 本事業体は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を通知するものとする。
- 3 本事業体は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を本事業体の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 本事業体が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が本事業体に対し、民法（明治29年法律第89条）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、本事業体は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が本事業体に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 本事業体は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 本事業体は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、本事業体が行う弁済の効力は、本事業体が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を本事業体に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、本事業体が特に必要と認めて要求したときは、様式第5による状況報告書を本事業体が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、完了の

日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は本事業体が定める期日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を本事業体に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、本事業体より前項に準ずる実績報告書の提出を求められた場合は、本事業体が定める期日までに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ本事業体の承認を受けなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第16条 本事業体は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容（第11条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 前項の補助金の額の確定は、別途本事業体が定めた額とする。
- 3 本事業体は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 本事業体は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
  - （1） 返還すべき補助金の額
  - （2） 延滞金に関する事項
  - （3） 納期日
- 5 本事業体は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、本事業体が別に指定する返還報告書（確定に係るもの）により報告させるものとする。
- 6 本事業体は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

#### （補助金の支払）

第17条 本事業体は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算払請求書を本事業体に提出しなければならない。

#### （交付決定の取消し等）

第18条 本事業体は、第11条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決

定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令若しくは本規程に基づく本事業体の処分又は指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (5) 補助事業者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」記に違反した場合
- 2 前項の規定は、第16条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 本事業体は、第1項の規定に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
  - 4 本事業体は、第1項の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
  - 5 本事業体は、前項の返還を請求する場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、第20条第1項に定める加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
  - 6 第4項の補助金の返還期限は、返還の請求がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じ、第21条第1項に定める延滞金を徴収するものとする。
  - 7 第16条第4項から第5項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び第5項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第16条第5項中「本事業体が別に指定する返還報告書（確定に係るもの）」とあるものは、「本事業体が別に指定する返還報告書（取消しに係るもの）」と読み替えるものとする。

(協力)

第19条 本事業体は、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは補助事業者に対し、協力を求めることができるものとする。

(加算金の計算)

- 第20条 本事業体は、加算金を徴収する場合、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収するものとする。
- 2 本事業体は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。
  - 3 本事業体は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日にお

いて受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

#### (延滞金の計算)

第21条 本事業体は、延滞金を徴収する場合、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

- 2 本事業体は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

#### (取得財産等の管理等)

第22条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者が個人で無い場合は、取得財産等について様式第8による取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。
- 3 本事業体は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を本事業体に納付させることができるものとする。

#### (財産処分の制限等)

第23条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、本事業体が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第9による財産処分承認申請書を本事業体に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 本事業体は、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。
- 5 前条第3項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。
- 6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

#### (補助事業の経理等)

第24条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、本事業体の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。



(暴力団排除に関する誓約)

第25条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他の必要な事項)

第26条 本事業体は、本事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及び本事業体が業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は本事業体が別に定める。

(申請者の地位を失った場合の取扱い)

第27条 申請者が倒産、死亡等により、第4条に定める交付の申請、第7条に定める交付決定の通知の受理又は第9条に定める申請の取下げ等を行うことができないことが明らかである場合、事業体は経済産業省製造産業局長の承認の上、当該申請者が行った補助事業に係る補助金の取扱いについて、別に定めることができる。

附 則

この規程は、経済産業大臣が承認した日から施行する。

別表

住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業費補助金 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の区分	内容補助対象経費の区分	補助率	補助金の上限額
設備費	既存住宅に導入する高性能の断熱窓の購入費用および補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費の購入に要する費用	定額	200万円/戸
工事費			

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。